

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する
省令案について（概要）

令和 6 年 10 月
厚生労働省
医薬局総務課

1. 改正の趣旨

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号。以下「総確法」という。）第 12 条の 2 において電磁的方法による処方箋（以下「電子処方箋」という。）の提供等について作用規定が定められており、令和 5 年 1 月に施行された。しかし、電子処方箋については、現在院外処方に関するシステムの運用のみ開始しており、院内処方には対応していないところ、電子処方箋の仕組みを整備し、令和 7 年 1 月以降院内処方に関するシステムの運用を開始することとしている。現在、同条第 3 項において、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し、薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 26 条に規定する事項等を含む情報を電磁的方法により薬剤師が提供することができる条件について、電子処方箋により薬剤師が調剤した場合及び地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）第 11 条における医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 22 条第 1 項又は歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 21 条第 1 項の規定により交付された処方箋により調剤した場合のみとされているところ、院内処方時においても薬剤師が社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し、当該情報を電磁的方法により提供することができるよう、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- 薬剤師が社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し、薬剤師法第 26 条に規定する事項等を含む情報を電磁的方法により提供することができる条件について、総確法施行規則第 11 条に、処方箋の交付がない院内処方による場合を対象とする旨の改正を行う。
- その他所要の改正を行う。

3 根拠法令

- ・総確法第 12 条の 2 第 3 項及び第 37 条の 2

4 施行期日等

公布日：令和 6 年 12 月（予定）
施行期日：公布日